

## 甲斐市議会厚生環境常任委員会会議録

1. 開催日時 平成26年6月24日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室

---

### 出席委員（7名）

委員長	小澤重則君	副委員長	金丸寛君
	金丸幸司君		五味武彦君
	松井豊君		斉藤芳夫君
	内藤久歳君		

### 欠席委員（なし）

### 傍聴議員（10名）

議長	有泉庸一郎君	副議長	保坂芳子君
	赤澤厚君		清水正二君
	山本今朝雄君		長谷部集君
	三浦進吾君		山本英俊君
	池神哲子君		樋泉明広君

---

### 説明のため出席した者の職氏名

福祉健康部長	小林修君	福祉課長	内藤光二君
子育て支援課長	三井敏夫君	健康増進課長	清水春雄君
長寿推進課長	三澤宏君	障がい福祉係長	田中貴則君
生活保護係長	剣持豊彦君	児童係長	羽中田和幸君
保育係長	長田裕二君		

---

### 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 中 村 宗 和 書 記 山 岡 広 司  
書 記 石 原 大 助 書 記 松 井 恵 美

## 審査内容

### 1 条例審査

議案第52号 甲斐市立保育所条例の一部改正の件

議案第53号 甲斐市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正の件

### 2 補正予算

議案第54号 平成26年度甲斐市一般会計補正予算（第1号）

議案第55号 平成26年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第1号）

### 3 請願審査

請願第26-1号 「医療・介護総合法案」撤回と安心できる介護制度を国に求める請願書

### 4 その他

開会 午後 1時26分

○委員長（小澤重則君） どうもこんにちは。連日のご参集、ご苦労さまでございます。

委員会審議、あしたもあります、皆様ご協力を願いたいと思います。案件も押しておりますので、皆様のご協力をお願いし、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより厚生環境常任委員会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

---

○委員長（小澤重則君） 本日の委員会は、定例会初日に付託されました議案第52号 甲斐市立保育所条例の一部改正の件ほか3議案及び請願第26号－1 「医療・介護保険法案」撤回と安心できる介護制度を国に求める意見書に関する請願書の審査を行います。

審査は、お手元に配付した審査日程により、初めに議案第52号 甲斐市立保育所条例の一部改正の件ほか1件の条例案の審査から行い、その後、一般会計補正予算の審査、特別会計補正予算の審査、最後に請願の順で行います。

審査に当たっては、一問一答方式とし、議会規則第116条を遵守し、発言は全て簡明にするようお願いいたします。また、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思います。傍聴議員の質疑は、さきに申し合わせたとおり、会派の割り当て人数によって行います。質問回数は1人1議案につき2回までとします。

それでは、審査に入ります。

議案第52号 甲斐市立保育所条例の一部改正の件を議題といたします。

議案について当局の説明を求めます。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） ご苦労さまでございます。

子育て支援課からまずお願いいたしますのが条例改正の件であります。

お手元の定例市議会議案29ページ、30ページ、それから、市議会資料の16ページから18ページの新旧対照表をあわせてお開きください。

なお、市議会資料の16ページのタイトルの部分につきましては、正誤表をお配りさせていただきましたが、「条」を「号」にお直しいただきますようお願いいたします。タイトルの部分の「議案第52条」となっておりますが、「52号」関係ということで、「号」にお直しいただきたいと思っております。

それでは、議案第52号 甲斐市立保育所条例の一部改正の件につきまして説明いたします。

この条例は、市立保育所の設置及び管理に関して定めておりますもので、このたびの一部改正は、まず園舎の建てかえ移転に伴いまして、この9月から新しい園舎で保育を予定しております敷島保育園の位置の変更と、竜王西保育園に来年度から指定管理者制度の導入を予定いたしておりますので、市立の保育所に指定管理者制度の導入を可能といたすため、所要の改正をいたすものであります。

この内容が提案理由といたしまして、議案30ページ下段に記載してございます。

それでは、市議会資料の16ページからございます新旧対照表によりまして説明いたします。

まず、第1条におきまして、従来はただ「保育所」といたしたものを「甲斐市立保育所」といたし、市立の保育所に係ることをより明確にいたしたところであります。

次に、第2条、名称及び位置であります。甲斐市立敷島保育園の園舎の建てかえ移転に伴います位置の変更でありまして、従来の「中下条1157番地」から新園舎位置の「島上条1248番地1」といたすものです。

続きまして、第3条から第6条につきましては新たに追加するもので、第3条、指定管理者による管理は、地方自治法第244条の2第3項に基づき、指定管理者に保育所の管理を行わせることができる旨の改正であります。

続きまして、第4条、指定管理者の業務の範囲は、指定管理者が行う業務範囲を保育の実施に関し、協定等で指定する業務と、それから保育所施設の維持管理及び修繕と定めるものであります。

第5条、指定の手続きでは、事業計画書の提出、また、第2項で剪定の基準と議会の議決を経て指定管理者を定める旨のものであります。

第6条は、事業報告書の作成内容と毎年度終了後の60日以内の提出を定めたものであります。

議案30ページの附則につきましては、敷島保育園の施設場所での開園に合わせ、第2条

の改正をこの9月1日といたしたものであります。

なお、条例改正に伴いまして、施行規則の所要の改正を市議会資料19ページのとおり行いますので、ご承知おき、ご参照いただきたいと思います。

いずれにいたしましても、この条例に基づきまして、詳細事項は指定管理者選定委員会等々を経まして、募集要項、仕様書、協定書等に示すこととなります。その都度常任委員会にお示しいたしたいと思しますので、あわせてよろしく願いたいと思っております。

以上であります。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 保育に関する指定管理は初めてなのでちょっとお伺いしますけれども、保育の内容は、基本的には今行われている内容と水準的にも変わらないというふうに理解していいのかなどか。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 基本的には、今行っている内容でありまして、特別保育等々につきましては、また指定管理者のほうから提案等があるかと思っております。

○委員長（小澤重則君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） すみません。

この前、具体的になっているのかどうかちょっとわからないけれども、保育料や何かについてはどうなふうに考えておられますか。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 指定管理と保育料とは関係ございませんで、保育料につきましては、今のところ市で定めた保育料を、私立も公立についても同じ保育料を徴収しております。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 指定管理に委託するということですがけれども、この9月からということになると、現時点、来年、その選定するに当たり、選定委員会をやるということですがけれども、そのメンバーというのはどんなことをやるんですかね。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 選定の委員さんであります、内部につきましては、副市長が委員長を務めております。それから、指定管理者制度を導入しております担当部長が入っております。6名おるかと思えます。それから、外部の委員さんで、税理士さん、企業会計士さん、大学の教授さんということで、3名の外部の委員さんをお願いすることとなっております。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 後で、一応その委託しようとする業者というかね、指定委託先というか、そういうのというのは、山梨県にあると思うんですけども、どのぐらいあって、一応考え方としては、県内業者か、あるいは県外業者か、その辺のところも調査してあると思うんですけども、その辺の状況はどうなっていますか。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） まだその指定管理者の仕様書、あるいは募集要項をはっきり定めてはございませんので、あれなんです、山梨県内に所在を持っている社会福祉法人、現に保育所を運営している法人ということを原則に考えていきたいと考えております。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

樋泉議員。

○議員（樋泉明広君） 保育園の指定管理者を導入している県下の自治体ではどんなところがあるのか、どういうふうに、またそこからの情報などで、やはり保護者とか周りの人たちが心配をしている、そういった問題もあると思うんですが、どんなものが上げられるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 県内の先進事例、導入施設であります、まず南アルプス市で1施設ございます。それから、笛吹市が4施設あったんですが、また今年度1施設ふえまして、5施設になってございます。

導入をした保護者の意見、あるいは市当局の意見であります、極めて良好であります。

ただ、前々から常任委員会でもご心配いただいています、導入に係って、その導入した時点の、新しい先生になりますから、子供さん方のその環境が変わったときの何ていいですか、環境に適応するまでの期間が心配だというご意見がございますが、子供さん方は適応力がございますので、そういった、特に心配したようなことは起こっていない状況でありまして、それに伴いまして、南アルプスでは3名の保育士をもとの施設の職員から派遣をしていると。笛吹では2名を残しているというような事例がございます。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

池神議員、どうぞ。

○議員（池神哲子君） 今の質問に対して、極めて良好だという答えがあったわけですがけれども、その極めて良好というのをもう少し詳しく、どういうふうに良好なのか、わかれば教えてもらいたい。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） まず、ソフトな面では、子供さん方が保育園に行くことが前より増して楽しくなったと。お母さん方がお送りしてお迎えに行くわけですがけれども、そのときの雰囲気は非常に、仕事の疲れも忘れさせてくれるし、職場に向かう意欲が湧くようになったというようなご意見がございます。あと、ハードといいですか、目に見えたサービス面ではありますが、これは指定管理者が定まらないと提案をされる事業がわからないですから、例えば時間的なものが延びるとか、休日、土曜日にも、私ども公立の保育園は今現在は土曜の午前中保育をしているんですが、それが1日になるとか、休日保育をするとかという、さまざまな提案がございます。そのような面が大きなメリットになっているというふうに聞いてございます。

○委員長（小澤重則君） 池神議員。

○議員（池神哲子君） 極めて良好で、そしてまた子供たちがすごい元気になったというような、大変、考え方によっては抽象的で、何となくわかりにくいんですけども、そのあたりもうちょっとわかったら教えてもらえますか。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） まことに申しわけないんですが、保育というものは極めてナイーブなもので、目に見えて、例えば学力が上がるとか、腕立て伏せが何回だったものが体力が上がってできるようになるとかということが非常に目に見えて見えないものではないかなというふうに認識しております。子供さん方が保育所により楽しく通えるようになると

というのが一番のメリットかなと思います、よろしくお願いたしたいと思います。

○委員長（小澤重則君） ほかにございませんか。

三浦議員。

○議員（三浦進吾君） 先ほどお話がありましたけれども、指定管理に出すということの中で、やっぱり保育士の方が市によって違うようですけども、甲斐市として何人ぐらいを指定管理に既存の先生方を置いておくのか、あるいはそんなようなお考えは、何名に考えているかお答えをお願いします。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 先ほど申しましたように、仕様書、それから募集要項等がまだ定まっていないですから、断言はできませんが、実は昨日、西保育園の役員さん方、基本的に今年度に入る前に先進地を見に行かせていただきまして、導入を前提にお話をさせていただいております。大多数の方の了解をいただいておりますので、あとは、今、三浦議員さんがおっしゃったように、どのような状態でスムーズな引き継ぎを行うかというような段階に入っております。そこで、市といたしましては、先進地の事例を見まして、2名程度残すということをお話をさせていただいたんですが、お母さん方がやはり心配しておりまして、4名とかというような数字をいただいたんですが、実は西保育園の正職の職員が園長、主任を含めて6名ございます。ですから、園長、主任を除きますとクラスの担任を持っているのが4名でありますから、4名残すというと、そのほとんどが占めてしまうということになりますので、市といたしましては3名ぐらいを考えているところであります。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

三浦議員。

○議員（三浦進吾君） 今ご答弁いただいたから、それでいいんですけども、園児の人数によっても、その辺がそれに準じて比例するかなと思うんですけども、その辺十分考慮して、スムーズな移行ができるようお願いして、要望で結構でございます。ぜひお願いします。

○委員長（小澤重則君） 要望でいいですか。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました議案第52号 甲斐市立保育所条例の一部改正の件に

ついて順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 日本共産党甲斐市議団、松井豊です。

指定管理者の問題につきましては、保育園だけではないのですが、保育園につきましては初めてでありますので、私たちの見解を述べて反対討論としたいと思います。

本来、幼児教育や保育というのは公的業務でありますので、市が責任を持って管理運営するのが筋だと思います。しばしばもうけになりそうなところが指定管理になったりとか、公共の市場を売り渡すような傾向が少なからずあります。保育所についても最も早く指定管理が始まったものでありますが、最近では問題は少なくなってきましたけれども、幼児がつかないである、ほとんど非正規で経費を節減している。あるいは保育内容が非公開になっていたりという、当初かなりいろいろ問題がありました。その後改善をされたり、行政の側でも慎重になってきておりますので、その辺は信頼をしたいとは思いますが、本来の筋としては、必ずしも賛同しかねるということで反対討論とします。

ただ、業者の選定につきましては、先ほど選定委員会がありますように、公正、それから水準の確保、労働条件の確保について最大限の配慮をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（小澤重則君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） これで討論を終わります。

これにより議案第52号 甲斐市立保育所条例の一部改正の件を採決いたします。

本案は起立により採決いたします。

本案に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（小澤重則君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任を願います。

ここで暫時休憩します。職員の入れかえを行います。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 1時48分

○委員長（小澤重則君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、議案第53号 甲斐市重度心身障害者医療助成条例の一部改正の件を議題といたします。

議案について当局の説明を求めます。

内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） お疲れさまです。

それでは、福祉課より、議案第53号 甲斐市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正の件についてご説明いたします。

議案31ページをお願いいたします。また、議会資料21ページもあわせてご用意をお願いいたします。

今回条例改正を行う理由でございますが、本年11月1日より、重度心身障がい者医療費の助成方法がこれまでの窓口無料方式から自動還付方式に県下一斉に変更されることに伴いまして、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

この助成方法の見直しにつきましては、昨年の厚生環境常任委員会でもご説明、ご協議をいただいておりますが、改めまして今までの経緯についてご説明申し上げたいと思います。

この重度心身障がい者医療費助成事業でございますが、一般的に重度医療と呼ばれているものでございます。この事業は、障害者手帳をお持ちの心身に重度の障がいのある方の経済的負担を軽減するため、医療費の自己負担分を県と市町村で10分の1ずつ負担し、全額無料とする制度でございます。対象者や助成方法は異なりますが、山梨県初め全国の都道府県で実施されている事業でもございます。

平成20年4月から県の施策によりまして、従来の償還払い方式から窓口無料方式に改正されましたが、国は、この窓口無料化により医療費が増加し、国民健康保険財政を悪化させるとして、窓口無料化を実施していない県や市町村との均衡を図るため、国民健康保険の国庫負担金の減額措置、いわゆるペナルティを科して、無料化を実施している県市町さんに科しております。このペナルティに要する経費ですが、平成25年度は山梨県全体で約9億円、

甲斐市でも3,400万円に達しております。

本市では、かねてより県や市町会を通じ、国にペナルティの廃止を強く要請してきましたが、国は、これに応ずる見通しはございません。このため知事は、重度心身障がい者の皆様が負担する医療費を無料の制度は堅持しつつ、ペナルティに要する県市町村負担を解消するため、窓口無料方式から自動還付方式に変更することを平成24年9月県議会で方針決定いたしました。

この自動還付方式でございますが、受給者の方が県内の病院、薬局等をご利用されたとき、窓口の自己負担は一旦お支払いいただきますが、後日、償還払いの申請手続を要せずに、約3カ月程度で受給者の方の指定口座へ自己負担分が全額振り込まれる制度でございます。医療費無料には変わりはないものでございます。

これを受けまして、本市におきましても本年11月1日から自動還付方式を導入するため、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

また、県下一斉の全市町もあわせて条例改正を行うものにもなっております。

また、市では今回の助成方法の見直しにつきまして、昨年より障がい者関係団体の皆様を対象とした合同説明会、また、自治会長さんを通じてリーフレットの回覧、またさらに、直接受給者の皆様へ変更についてのご案内も送らせていただいております。周知を図らせていただいております。

それでは、議会資料の21ページをお戻りいただきまして、改めまして、条例の一部改正の概要についてご説明いたします。

議会資料のまず1番のところです。

改正趣旨は、重度心身障がい者医療費助成金支給方法等の変更でございます。

2、改正内容でございますが、3つございます。1につきましては、本市では障害の「害」の平仮名表記を積極的に実施しているため、条例の名称及び本文中にあります障害の「害」の漢字表記を平仮名の「がい」と改正させていただくものでございます。

資料の22ページをお願いいたします。

新旧対照表の左側、新の欄の第1条から23ページの第5条のアンダーラインの部分でございますが、全部で10カ所、「がい」の平仮名に変更する部分でございます。

21ページ、資料、お戻りください。

(2)でございますが、入院時の食事療養費の給付について、助成対象年齢を引き上げさせていただくものでございます。これにつきましても23ページの新旧対照表をお願いいた

します。

条例改正箇所でございますが、左側の新しい（医療費助成金）、第4条第1項になります。アンダーラインの「満12歳」の部分と「児童及び甲斐市ひとり親家庭医療費助成金支給条例第3条に該当する児童」の部分に改正させていただきます。これは、入院した際の食事代の助成について、甲斐市子ども医療費助成金支給条例及び甲斐市ひとり親家庭医療費助成金支給条例に合わせまして、助成対象年齢を引き上げ、重度心身障がい者医療費助成条例においても対象となっていない7歳から18歳までの児童を助成対象とさせていただくものでございます。実際には、入院時の食事代の助成も対象となった児童の状況でございますが、平成24年度は該当者がいらっしゃらなくて、平成25年度は対象者がお一人おいでになりました。この食事代の助成として、25年度3,380円助成させていただきましたが、これにつきましては子ども医療費助成金により助成させていただいております。

また、今回の一部改正にあわせ、重度心身障がい者のお子さんに対する入院時の食事代の助成も対象となるよう改正させていただくものでございます。

資料の21ページをお願いいたします。

(3)でございますが、ここの部分が助成方法が窓口無料方式から自動還付方式に変更させていただく部分でございます。これに伴いまして、助成金の支給方法を改めるものでもございます。

恐れ入ります、新旧対照表の24ページ、ごらんください。

条例改正箇所でございますが、第8条、（助成金の支給方法）が「窓口無料方式」から「自動還付方式」に変更するものでございます。内容は、第8条第1項のアンダーライン部分でございますが、右側の旧は「保健医療機関等の請求に基づき、受給者又は保護者にかわって保健医療機関等に助成金を支払う」、これが窓口無料方式の部分でございます。それに対しまして左側の新しい欄でございますが、「市長は、助成金の支給を受給者又はその保護者の請求に基づいて行うものとする」としまして、受給者、またはその保護者の助成金請求に基づき、市は助成金の支給を行うこととなります。

第3項でございますように、第1項の受給者又はその保護者からの助成金の請求について、「市長は、山梨県内に住所を有する保健医療機関等から助成金の算定に必要な情報の提供を受けたときは、当該情報の提供を受けたことをもって、当該情報の提供に係る対象者に対する療養の給付等に係る助成金の支給に関し第1項の請求を受けたものとみなすことができる」と。ここの部分が受給者、または保護者の方から市の助成金の請求が医療保健機関等か

らの算定に必要な情報を市が受けたというふうにみなして、それをもって請求があったとするという自動還付方式のことをうたっている部分でございます。

第4項の部分は、このたびの改正により項が繰り上がるものでございます。

なお、同じく24ページの第8条の上の前条のアンダーライン部分につきましてでございますが、「受給者が療養の給付等を受けようとする場合に限る」という部分を追加させていただきまして、受給者証の提示について明確に規定する内容もあわせて改正させていただきたいと考えております。

資料の25ページ、甲斐市重度心身障がい者医療費助成事業施行規則新旧対照表につきましては、参考資料でございます。条例と同様、施行規則の名称及び本文中にあります障害の「害」の漢字を平仮名に改正するなど、必要部分を改正させていただくものでございます。

恐れ入ります、資料の21ページにお戻りください。

3の施行期日でございますが、平成26年11月1日でございます。これは、毎年11月1日に重度医療の受給者証を更新することになっておりますので、この期日に合わせ施行させていただくものでございます。

以上が甲斐市重度心身障がい者医療費助成条例の一部改正の内容でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（小澤重則君） ありがとうございます。

説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑がありませんか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 大したことではないかもしれないんですけども、障害の「害」の字、これは普通もう平仮名でやっているのが普通なんですけど、今さらながら漢字を平仮名に直すというのは、実務的にはもう平仮名を使っているのではないですか。ただ条例を変えなければいけないということで変えるんですか。この辺をお願いします。

○委員長（小澤重則君） 内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） 障害の「害」を平仮名に表示するというのは、特に国とかの規定があって行っているものではございませんので、全国の都道府県も、障がい者の皆様との協議、またはその中で「害」を平仮名にしているものでございます。本市は23年の4月、新館ができたときから「害」を平仮名表示とさせていただいておりますが、これは法律の名称、

また建物とか既存の固有名詞のものは漢字のままというふうに使分けさせていただいています。「がい」を使わせていただくのは、市の広報紙、またホームページ、パンフレット等で、そういった部分につきましては積極的に平仮名表示をさせていただいております。

あわせて、こういった条例関係も改正の都度、漢字を平仮名表記とさせていただいているという、そういった内容でございますので、よろしく申し上げます。

○委員（五味武彦君） わかりました。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） 助成の支給方法を改めると。今まで窓口無料化から自動還付と。現在市内にこれに該当するような人の数はどのくらいあるんですかね。どこかで説明あったかね。

○委員長（小澤重則君） 内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） 今現在、重度医療の受給者証の受給者数の数で回答させていただきますと、1,960名おります。その方々が対象者になります。

○委員長（小澤重則君） 斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） 1,960人のうち、例えば高齢者が多いのか、どの辺の年代がどんなふうかというのはわかりますか。

○委員長（小澤重則君） 田中係長。

○障がい福祉係長（田中貴則君） 今、課長が説明した数のうち、65歳以上の方が約55%というふうになっております。

○委員長（小澤重則君） 斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） 私、よくわからないから何度も聞いて申しわけないんだけど、手続というかね、書類が面倒くさいとか、年寄りだとなかなか取っつかないとか、そういう問題はありますか。

○委員長（小澤重則君） 内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） まず手続につきましては、一旦自己負担分を窓口でお支払いしていただくだけでございます。あとは特別な手続はございませんので。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これは単純な質問で申しわけないんだけども、山梨県に住所を有する保健医療ということで、県外へ行った場合に、例えばそういう県外で医療行為を受けるという場合もあるわけで、そういうときには適用されないということなのかな、その辺はどんなの。

○委員長（小澤重則君） 内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） 今おっしゃったとおり、県外の場合は償還払いとなりますので、県外の医療機関の窓口で自己負担分をお支払いいただいて、後日申請により償還払いという形になります、申請によりましてですね。県外の場合は。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今の斉藤委員とも関連するかもしれませんが、この手続というか、ただそこへ行って、そして今、いわゆる無料化になった場合に医療費が、要はただだから行くということの抑制という思いがあると思うんだよね。そういうときに、向こうへ行って、それから本人に還付されるまでの期間というのは、ここに翌月からというけれども、さっき3カ月と言いましたか。

○委員長（小澤重則君） 内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） 医療機関の窓口で一旦医療費をお支払いいただきますと、約3カ月程度で受給者の方の口座に自動的に還付されるという内容でございます。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） いろいろな事務手続があると思うけれども、3カ月というのはちょっと長過ぎやしないかという気がしないでもないですけども、その3カ月の時間を要する理由というのは何かあるのですかね。2カ月ぐらいにできないのか。

○委員長（小澤重則君） 内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） 医療費の請求行為は各医療機関を受診されますと、レセプトによってその診療内容が請求されます。それが2カ月おくれで各国保連か社会基金のほうから市のほうにデータが2カ月後に送られてきますので、それから確認行為をして1カ月という、3カ月の期間をいただくことになっております。よろしくお願いいたします。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） あとですね、今、償還払いにしたときの場合と、それから窓口無料化という形の中で、単にその手続が手間取るので、いわゆるそのことに移行する効果ということですね。それというのはどれくらいというか、見込んでいるのか、あるいはかかる費用

というのは全く変わらないのかという、その辺のところは、単なる国のペナルティに対してこういうことに戻すということですよね。することによって医療費が抑制されるという目的があるのか、それとも全く、その医療行為そのものは変わらないのかという、その辺の受け取り方というか、その辺はどんなぐあいなのかね。

○委員長（小澤重則君） 内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） この重度医療の制度自体は、障がい者の方が地域で安心を持って暮らしていただくためにもとても重要な施策であると考えております。

先ほど内藤委員がおっしゃったように、もとは国のペナルティを毎年県が9億円、甲斐市も3,000万円強お支払いしているというものが一般財源からお支払いされているということなので、それをまず自動還付方式に方式を変更すればそのペナルティの回避ができて、その一般財源分を他の施策に有効活用ができるということで、見直しをさせていただく経過があります。金額的には、そういった部分がまず効果があります。

また医療費につきましては、手軽に窓口無料ということで、今まで、言い方はちょっと語弊がございますが、コンビニ医療というふうなご指摘もされた部分がございますが、ただ、障がい者の皆さんにとっては必要に迫られての当然の必要な医療というのを私も解釈しております。そういった意味からも、適正な医療が図られるように、この制度の見直しとあわせて再度医療費の抑制の部分を踏まえて、適正にこの事業が安定的に継続できるように受給者の皆様にもお知らせをしていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） わかりました。

それで、多分前にも説明を受けたと思うですけれども、この千九百何人、対象者がいるわけですよね。その人たちにも一応説明というか、そういうものは当然理解を得ることはやったと思うのですけれども、その点についてはどんな形でやったのか、一応確認をしたいと思います。

○委員長（小澤重則君） 内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） まず昨年の5月に厚生環境常任委員会でこの助成方法の見直しについてご協議をいただきまして、その後、県とも歩調を合わせる中、周知を行ってまいりました。

まず7月に入りまして、去年ですが、障がい者関係団体の皆様を対象とした合同説明会を北部公民館で開催させていただきまして、約60名の関係者の皆様にご説明をさせていた

できました。また、自治会長様を通じて見直しのパンフレット、リーフレットを9月、10月号の広報の配布とあわせて回覧をお願いしました。

また、11月に受給者証が毎年更新の時期になります。それに合わせまして、10月の下旬に直接受給者の皆様には今回の見直しの内容をお知らせした内容を通知させていただいております。

ことしに入りましても、また再度、このようなご案内をして、周知を、ホームページをあわせて徹底してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○委員（内藤久歳君） わかりました。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） この制度の変更については、これまでもかなり論議もされてきましたけれども、一番心配なのは、やはり現金を払わなければならないということで、高齢者や重度障がい者に集中している人にとって、非常に精神的にも金銭的にも困難を抱えているということを考えますと、結局受診をためらったり、あるいは、お金を貸す制度はつくるとは言っておりますけれども、制限もあるということで、やはり受診抑制につながる心配が相当あると思うんですが、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○委員長（小澤重則君） 内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） 私どもも松井委員がおっしゃった点を心配しておりまして、受給者の皆様にご負担、不便がかからないような制度を速やかに移行したいと考えております。貸付制度、これは県のほうで設けていただくこととなりますが、これも事前に周知いたしまして、また、これ代理の方の申請も可能となっております。また、必要書類がそろっておれば郵送でも受け付け可能というような制度がございますので、それとあわせまして、きめ細やかに受給者の皆様に制度移行がスムーズにいくよう対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 先ほど利用者のほうの立場から、どういうふうに周知徹底するかということなんですが、今度は医療機関ですね、機関のほうへの周知方法、それから医療機関は

当然オンラインか何かで通じてくると思います。ソフトの開発とかいろんな部分がかぶさってくるんです。そういう費用とか、それはどうやって、出た場合はどういうふう処理するのか。この辺をお伺いしたいと思うんです。

○委員長（小澤重則君） 内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） 医療機関への周知につきましては、県のほうで各医療機関に周知徹底を図っていただいております。また、この制度の改正に伴いまして、システム改修が一部発生しておりますが、これにつきましても昨年議会のほうで、補正予算で本市の負担分をお認めいただきまして、既にシステム改修の部分については着手しておりまして、11月1日の改正に向けて着々と準備が行われているという状況でございます。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ご意見ございますか。ご質問ございますか。

樋泉議員。

○議員（樋泉明広君） いわゆるこの自動還付制度でありますけれども、これもやっぱり償還払いには変わらないというふうに思うんですが、この償還払いにすること自体が、前は窓口無料化であったと。そうするとですね、さっき委員のほうからも出されましたけれども、受診抑制になってしまうということにはならないんでしょうかね。その辺はどういうふうに、再度お聞きしたいと思います。

○委員長（小澤重則君） 内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） 受診抑制とにならないように、私ども事前の周知を徹底したいと考えておりますし、あくまでもこれ県のほうと、改正の見直しの趣旨が国のペナルティを回避したいという思いが一番ございます。いわゆる自動還付方式というのは国のほうの見解では現物給付という位置づけになりますので、現物給付というスタイルは、やはりいかなものかというご指摘で償還払いと。償還払い方式、この自動還付方式にすればですね、現物給付に当たらないという国の見解をいただいているものを発端に今回の制度改正になります。

そういった意味で、重度医療の障がい者の皆様に対する医療費の無料の制度自体は何ら変更がございませんが、ただ、そういった手続の部分で若干ご不便をおかけすることはござい

ますが、これも将来にわたって継続的にこの制度を維持していくためにも必要ということで、何とぞご理解をいただきたいと思います。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

三浦議員。

○議員（三浦進吾君） 先ほどもちょっとお話が出た中で、障害の「害」、これは市で条例をということでいいと思うんですけれども、国においてのこの「障害者」、この字のほうの何か情報が入っているのですか、それともその辺については何も変わらないということですか。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） 障害の「害」の平仮名表記につきましては、先ほどお答えさせていただきましたが、23年から本市は対応させていただいております。国につきましては特に「害」は平仮名表示にするという動きは出ておりません。ただ、厚労省のホームページなどを拝見しますと、一部パンフレットのなものには「害」の平仮名表示が使用されているという状況でございます。県内でも甲斐市以外に積極的に平仮名表示をしている市は、中央市、笛吹市さん、また南アルプス市さんが実施しております。

また、県のほうは、国の法令改正に合わせて対応したいということになっておりますので、今は国の動向を見ている状況でございます。

以上です。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

山本議員。

○議員（山本英俊君） すみません、1点教えてください。

医療費の貸し付けということなんですけれども、上限は幾らまでなのでしょう。それから、一旦借りた場合のその返済期間なんかがありましたら教えてください。

○委員長（小澤重則君） 内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） 今現在、県のほうで発表されているものは、上限は10万円でございます。1カ月1回申請ができて、その上限が10万円というものでございます。

また、返済は償還期限が診療された月の4カ月後というふうに規定されております。

以上です。

○議員（山本英俊君） ありがとうございます。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

○議員（山本英俊君） はい。

○委員長（小澤重則君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました議案第53号 甲斐市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

○委員（松井 豊君） 日本共産党甲斐市議団、松井豊です。

この件につきましては、内容は既に十分ご存じのとおりであります。自動還付方式ですと3カ月たたないとお金が戻らない。精神的にも金銭的にも負担が生じます。障がい者重度になればなるほど、働くこともできず経済的困難を抱えています。加えて手続も家族に頼らざるを得ない状況がありますので、見直しは最も困難を抱える低収入、無収入の障がい者に負担を押しつけることとなります。

窓口無料化の問題については、万を超える署名が集められ、一旦は延期がされましたけれども、やはり強行されてしまったという状況があります。市の仕事としてはやむを得ない面もありますけれども、周知すればそれで問題が解決するとは言いがたい面もありますので、この辺を十分ご配慮の上、お願いをして、反対討論とします。

○委員長（小澤重則君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） ないようですので、これで討論を終わります。

これにより議案第53号 甲斐市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正の件を採決いたします。

本案は起立により採決いたします。

本案に賛成の方はご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○委員長（小澤重則君） ご着席ください。

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決するものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任を願います。

会議を続けます。

次に、分割付託されました議案第54号 平成26年度甲斐市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

審査に入る前にお諮りします。補正予算の内容により、ある程度まとめて説明を受け、質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） それでは、そのようにいたします。

なお、委員の発言は一問一答方式で、簡明にお願いをいたします。

最初に、福祉課関係を行います。

第3款民生費、第1項社会福祉費について説明を求めます。

内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） お疲れさまです。

それでは、引き続きまして、福祉課から6月補正予算のご説明をさせていただきます。

補正予算説明書の10ページ、11ページをお願いいたします。

まず10ページ左側でございます。

歳出予算の3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費において増額補正をお願いするものでございます。補正前の額8億6,195万円、補正額15万4,000円、補正後の額8億6,210万4,000円でありまして、補正額の財源内訳は全額一般財源でございます。

11ページをごらんください。

補正する内容でございますが、020一般管理事業におきまして、本年4月の職員人事異動により、生活保護係のケースワーカー担当職員が1名増員とさせていただきました。これに伴いまして、社会福祉主事資格認定受講経費1名分を増額させていただくため、9節旅費において、研修旅費分8万1,000円、19節負担金補助及び交付金におきまして、受講負担金分の7万3,000円の合計15万4,000円を増額補正させていただくものでございます。

なお、この社会福祉主事資格認定受講経費につきましては、当初予算で2名分計上させて

いただいておりますが、1名分追加させていただくものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今、2名分を1名追加したという経過というのは、どういう経過でしょうか。

○委員長（小澤重則君） 内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） 例年2名分をこの受講経費で、人事異動分を予測しまして、2名分を当初予算で計上させていただいたんですが、4月の人事異動で1名、職員が増員になりましたので、受講経費が不足したことにより、補正させていただくものでございます。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） この研修というんですけれども、具体的にどういった内容を研修するんですかね、この研修内容は。

○委員長（小澤重則君） 内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） 具体的には、正式名称が社会福祉主事資格認定通信課程といいます。研修場所は神奈川県の上野原市にあります中央福祉学院で、スクーリングと言いまして、4日間の研修を受けます。その後、通信教育によりまして、社会福祉主事の資格を取得するという、そういった内容でございます。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これは職員ということ、そうじゃなくて専門職、職員ですか。その辺。

○委員長（小澤重則君） 内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） 職員でございます。正規職員が受講により社会福祉主事の資格を取得させていただくというようなことでございます。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 社会主事ということで、これは専門的な教育を受けるわけですね。そうすると、異動があったりして、その所管の中では、そこへ行ってそういう対象者は受けるわけですね。ちなみにこれを受けた人というのは全庁的に何人ばかりいるですか。

○委員長（小澤重則君） 内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） 生活保護係に配属されますと、この資格を取らせていただいております。今現在、有資格者が10名ございます。現生活保護係には4名おります。合わせて14名、本市にはおります。

○委員（内藤久歳君） わかりました。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

○委員（内藤久歳君） はい。

○委員長（小澤重則君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

これで福祉課所管の第3款民生費、第1項社会福祉費の審査を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。40分再開です。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時38分

○委員長（小澤重則君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、子育て支援課関係を行います。

第3款民生費、第2項児童福祉費について説明を求めます。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） ご苦労さまでございます。

それでは、子育て支援課がお願いいたします補正予算につきまして説明いたします。

議案35ページ、補正予算説明書の10、11ページをお願いいたします。

3款民生費、2項児童福祉費であります。補正額8,158万8,000円の増額をお願いするものであります。

補正予算説明書10、11ページをごらんください。

まず1目児童福祉総務費でございますが、6,482万3,000円の増額をお願いするものです。説明欄をごらんください。

021民間保育所整備事業であります。これは市内の私立の幼稚園、具体的には甲斐市篠原の学校法人鮎川学園かおり幼稚園であります。平成27年度から子ども・子育て支援法に規定される幼保連携型認定こども園となるべく、本年度中に整備を予定することから、県の安心こども基金事業費補助の保育所緊急整備事業規定、それから市の市保育所緊急整備事業補助金交付要綱に基づきまして、対象事業費の4分の3の補助金を交付いたすこととなりますので、補助対象事業費8,643万円の4分の3となります6,482万3,000円をお願いいたすものであります。

整備内容につきましては、現在のかおり幼稚園敷地のアルプス通り沿いの園庭の東側に、現在の幼稚園舎とは独立した形で、建築面積280平米ほどの木造平屋建てで、職員室、それから医務室、ゼロ歳児、これは想定6人を想定しております。1歳児、これは12名を想定してございます。2歳児保育室27名想定であります。それからトイレで、調理室等を備えた園舎を建築する計画であります。

この事業の財源につきましては、対象事業費の2分の1を県の安心こども基金から、4分の1を市の補助金、残りの4分の1を事業者が賄うものということですので、歳出分6,482万3,000円の3分の2となります4,321万5,000円が県支出金となるものであります。

次に、4目保育所費であります。補正額1,635万5,000円の増額をお願いするものです。012特別保育事業で補正をお願いいたしますが、これは昨年も6月の補正でお願いいたしましたところですが、昨年と同様、保育士確保を目的とした施策の一つであります保育士の処遇改善を図る保育士等処遇改善臨時特例事業に伴う補助金の補正であります。

この補助金につきましては、保育士の処遇改善を図るため、処遇改善に取り組む私立の保育所に保育所運営費とは別に交付するものであります。処遇改善費は、運営費の中の給与分の算出方式をもとにいたしまして、各私立保育所の保育士の勤続年数の平均、それから乳幼児保育、延長保育などの各種事業費の加算などを計算いたしまして算出した月額補助単価で1年度分を換算して交付いたすものであります。

今回の補正ベース、予算ベースであります。市内の旧私立保育所に1,635万5,000円の交付を予定しておりますので、現在おります135名の保育士で単純に9園で割りますと、保育士1人当たりでは平均年額12万2,976円、月額にいたしますと1万248円ほどになります。

この事業の財源内訳につきましては、事業費の4分の3を国庫補助金、県と市が8分の1ずつ賄うということになります。

引き続きまして、1目児童福祉総務費と4目保育所費にかかわります財源更正であります。これにつきましては、子ども・子育て支援新制度のもとでの円滑なスタートを図るべく、国、これは内閣府になりますが、国と県の新しい補助事業を前倒しして制度化したものでありまして、県の安心こども基金事業による補助率2分の1の補助事業であったものが保育緊急確保事業といたしまして、国庫補助3分の1、県補助3分の1の補助率になったことから、所要の財源更正を行ったものであります。

対象となります事業につきましては、1目児童福祉総務費のファミサポの事業、それから、子育て支援短期支援事業、子育て広場の事業、4目保育所費の一時預かり事業、地域子育て支援センター事業であります。

なお、健康増進課が所管いたします乳幼児全戸訪問事業と養育支援訪問事業も同様であります。

最後に、5目児童館費であります。補正額41万円の増額をお願いするものです。025竜王ふれあい館費の工事費であります。2月の14、15の大雪の際、駐輪場の屋根の柱がゆがみまして、屋根が傾斜したことから、この同規模であります建築面積9平米、アルミ製の駐輪場を再築いたすものであります。

なお、破損いたしました駐輪場につきましては、危険でありましたので、昨年度撤去いたしております。

また、建物災害保険対象となりますので、総務課の所管いたします事故保険金及び保険還付金に歳入見込みであります。

以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 民間保育所整備事業の件で、9園で135名、1人1万248円ということなのですが、これについては毎年こうやっているのか。その辺のところをちょっとお願いいたします。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 昨年度初めて保育士の確保を目的といたしまして処遇改善事業が起きました。これにつきましては、待機児童の解消とか保育士の確保を目的にしたものですが、今年度、再度また継続して行うということで、来年度からは、今で言う運営費、今度国から交付される今で言う運営費の中に算入されるということに聞いております。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そういうことでね、例えば今、今年度こうやって1万248円上がると、それがベースになるのか、それともまたその制度がなくなってしまうと、またこれが減額されるのか。その辺のところはどうなるのですか。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） この制度でいきますと、保育士の処遇改善を目的として補助金として交付されますけれども、今度運営費の中に入りますと、人件費分というふうに算入はされますが、財源として確保されるのみで、その使い道については私どもちょっと調べようがございませんけれども、聞くところによりますと、この制度が新設されて、いわゆる年末のボーナス等に反映されているというふうに聞いております。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これは私立保育園ということでやるんですけれども、実際問題、待遇改善ということを考えたときに、単年度でこれやって、今度はほかの中に組み込まれてしまって、実質問題そういう目的でやったものが何かわからないようになってしまうようなお金の使い方では、やはり待遇改善にはなっていないと思うんですよね。その辺のところを、私立とはいえども、同じ子供たちの保育をやっている場ですので、その辺のところももうちょっと、将来的に安心できる、そういう待遇改善ということをうたっているわけだから。

その辺のところは、こういう制度の中でいろいろな縛りがあったり、いろいろあると思うけれども、市も一部負担しているわけですよね。そういうことを考えれば、民間の保育士さんも今、市の採用した保育士と官民格差という部分においても、詳しい状況はよくわからないけれども、そういった部分もあると思うんだよね。どのくらいあるかわからないけれども。そういうことの圧縮のためにもこういうことが必要だという部分もあると思うんですよね。

そういうことを考えれば、ここのところをもうちょっと、これをベースにして、先ほどボーナスに反映されてはいるながらも、さっきの説明だと、組み込まれてしまって、そこから先はどうなるかわからんということだから。その辺のところはもう少しきちんとした形の中で

支援をしてやるということが大事じゃないかと思うんですけども、課長どうですか、その辺は。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 保育園につきましては、県のほうで監査も入りますし、社会福祉法人としての法人の監査も入ると思います。それにおいて人件費等の縛りは、多くの縛りを受けておりますので、おっしゃるような厳しい措置はできないと思いますが、また、それぞれ社会福祉法人で保育園を持っていますと、保育士さん方を募集するときに、その賃金の格差はもちろん明示しなければなりませんので、私が知るところではさほどの格差はないと。

これを財源としまして是正の措置をいたしますので、それは明確に反映はされているというふうに思っております。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質問はありませんか、質疑はありませんか。

三浦議員。

○議員（三浦進吾君） 先ほど児童福祉総務費の中で民間保育所整備事業の中でご説明がありましたけれども、かおり幼稚園ですか。木造平家建てということでございますけれども、そのほうで例えば県内産の材料を使うとかというような方向づけで、そんなようなことをご指導できるか。その辺は、もしわかればご答弁をお願いしたいと思います。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） これは、かおり幼稚園、学校法人であります。個人の法人さんが行う事業ですので、なかなか県産林を使えというような指導のほうは、私どものほうからはできない状況であります。

○委員長（小澤重則君） 三浦議員。

○議員（三浦進吾君） これだけのね、市としても、また県からも助成があるわけですから、要望として、その辺がご指導できればぜひ要望としてお願いしたいと思います。

○委員長（小澤重則君） 要望でいいですね。

○議員（三浦進吾君） はい。

○委員長（小澤重則君） ほかにございませんか。

長谷部議員。

○議員（長谷部 集君） すみません、民間保育所整備のかおり幼稚園についてちょっと教えていただきたいんですけども、幼稚園だったんで、今度保育園ということで、未満児を預かるための施設をつくるという、そういう意味だと思うんですけども、この未満児を預かるのは来年の新年度4月からを予定しているのでしょうか。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） ただいま受けている情報では、27年4月から行いたいというふうに聞いております。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで子育て支援課所管の第3款民生費、第2項児童福祉費の審査を終了します。

次に、健康増進課関係を行います。

第4款衛生費、第1項保健衛生費について説明を求めます。

清水健康増進課長。

○健康増進課長（清水春雄君） 引き続きまして、健康増進課、よろしく申し上げます。

補正予算説明書12、13ページでございますが、4款衛生費、1項保健衛生費、3目健康増進費でございます。これは児童福祉事業を誘致しておりまして、その財源更正をお願いするものでございます。

内容につきましては、先ほど子育て支援課長が児童福祉費の補正で説明させていただきましたとおり、平成27年度子ども・子育て支援の新制度施行後開始する事業の円滑な移行を図るため、平成26年度に保育研究確保事業として前倒しして、国と県が補助して実施することになりましたので、当初、山梨県安心こども基金事業による補助率2分の1の補助事業130万6,000円であったものが保育緊急確保事業として国庫補助3分の1、87万円、県補助3分の1、87万円、合わせて174万円となることに伴いまして、43万4,000円の増額により、一般財源を43万4,000円減額するものでございます。

対象となる事業は、乳幼児全戸訪問事業と養育支援訪問事業であります。

以上でございますけれども、よろしくお願いたしたいと思います。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） ありませんね。

なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで第4款衛生費、第1項保健衛生費の審査を終了します。

以上で一般会計補正予算（第1号）の審査を終了します。

これより議案第54号 平成26年度甲斐市一般会計補正予算（第1号）について、順次討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員長報告につきましては、ご一任を願います。

ここで暫時休憩とし、職員の入替えを行います。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 2時58分

○委員長（小澤重則君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

続きまして、議案第55号 平成26年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

ここでお諮りします。この補正予算につきましては、歳入歳出一括説明、質疑としてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） それでは、そのようにいたします。

内容について当局の説明を求めます。

三澤長寿推進課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） お疲れさまです。

それでは、長寿推進課にかかわります平成26年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

議案の40ページ、41ページをごらんください。

歳出の補正は、総務費、地域介護・福祉空間整備費等補助金5,263万6,000円を増額し、補正後の予算額は38億8,240万9,000円とするものです。また、歳入につきましても事業執行に伴います国庫支出金、県支出金の合計5,263万6,000円を増額し、補正後の予算額は38億8,240万9,000円とするものでございます。

それでは、補正予算説明書により説明をさせていただきます。

先に歳出の説明をさせていただきます。

26ページ、27ページのほうをお開きください。

1款総務費、5項地域介護・福祉空間整備費等補助金、1目地域介護、福祉空間整備費等補助金5,263万6,000円を増額につきましては、平成26年2月議会におきまして、地域密着型介護老人福祉施設の開設準備にかかわる補助金の減額補正をさせていただき、平成26年度に改めて予算計上させていただきたいとのご説明をさせていただきましたが、施設建設業者が決定し、7月に工事着工する運びとなりましたので、施設開設に伴う準備経費として、山梨県施設開設準備経費等助成特別対策事業費補助金1,740万円を計上させていただきました。

また、平成26年度に繰り越しさせていただきました山梨県介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金1億1,600万円の算定基礎となります単価が改正となったため、1床、1

ベッド当たりですけれども、最大で12万円の上乗せとなり、29床ありますので、348万円増額しております。これ以外に甲斐市富竹新田地内にあります社会福祉法人甲西厚生会軽費老人ホームあやめの里のスプリンクラー整備への補助金としまして、1平米当たり1万7,000円、対象面積1,868平米に対し、3,175万6,000円の交付金を計上しております。

なお、財源につきましては、あやめの里への交付金は全額国から、介護老人福祉施設の整備の開設準備及び上乗せにかかわる補助金は全額県からの補助となります。

以上、歳出総額は5,263万6,000円の増額補正となります。

次に、歳入の説明をさせていただきます。

24ページ、25ページをお開きください。

4款国庫支出金、2項国庫補助金、4目地域介護・福祉空間整備費等交付金3,175万6,000円の増額につきましては、スプリンクラー整備に対しての国からの交付金です。

次に、6款県支出金、2項県補助金、3目介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金348万円の増額につきましては、単価上乗せに伴う県からの補助金です。

4目施設開設準備経費等助成特別対策事業補助金1,740万円の増額につきましては、施設の開設準備にかかわる県からの補助金です。

以上、歳出総額5,263万6,000円の増額補正となります。

補正の内容の説明は以上であります。6月6日の厚生環境常任委員会におきまして、地域密着型介護老人福祉施設の開設等の予定をご説明いたしましたが、先日事業者から、建築資材のALC、気泡コンクリート板が11月、またエレベーターが来年2月の納期となるため、来年1月の開設は困難であり、3月中旬の完成、開設は4月1日を予定しているとの説明と文書の提出がありましたので、ご報告させていただきます。

説明は以上となります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 先ほどのスプリンクラーの件ですけれども、これについては、全てこれで整っているのか、まだやらなければならない施設があるのか、その辺はどうなっているんですか。

○委員長（小澤重則君） 三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） 市内にあります福祉関係の施設の私たちの知り得ている中で、ないと確認しております。

以上です。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） ないということは、もうこれで全部整っているという形ということですか。

○委員長（小澤重則君） 三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） はい、そのように認識しております。

○委員長（小澤重則君） よろしいですね。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 確認ですが、これは6月6日に説明のあった社会福祉法人燦生福祉会のこの事業ということでしょうか。

○委員長（小澤重則君） 三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） そのとおりでございます。

○委員長（小澤重則君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） これで先ほど開設が来年の1月というふうになっていたのが少し延びるということで、ちょっと確認。

○委員長（小澤重則君） 三澤課長。

○長寿推進課長（三澤 宏君） 1月を予定していたものが4月1日となる予定でございます。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で審査を終了します。

これより議案第55号 平成26年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、順次討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することでご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（小澤重則君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員長報告につきましてはご一任願います。

ここで暫時休憩し、職員が退席します。

休憩 午後 3時06分

再開 午後 3時07分

○委員長（小澤重則君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、今定例会初日に付託されました請願について審査を行います。

請願第26－1号 「医療・介護総合法案」撤回と安心できる介護制度を国に求める意見書に関する請願書を議題といたします。

紹介議員により、請願の内容説明をお願いいたします。

樋泉議員、お願いします。

樋泉議員。

○議員（樋泉明広君） 大変貴重な時間をいただきまして、請願の審査をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

請願第26－1号の「医療・介護総合法案」撤回と安心できる介護制度を国に求める意見書に関する請願書について、朗読をもって説明にかえたいと思います。

なお、ここでご理解をいただきたいのは、ご承知のように本法案は6月18日参議院本会議におきまして、全野党が反対する中で、自民党、公明党、与党の賛成多数で可決・成立をしております。したがって、本請願の内容が現状に合わない文言になっている箇所もありま

すが、これは5月21日に本請願書は議長の受理を受けていることと、また、請願の趣旨につきましては変わりありませんので、修正せずに本常任委員会で審査をいただくようにいたしました。どうぞよろしく願いをいたします。

では、説明に入ります。

甲斐市議会議長、有泉庸一郎様。

請願者、山梨県甲府市丸の内2-9-28、勤医協駅前ビル6階、山梨県社会保障推進協議会会長、上所洋。

紹介議員、私、樋泉と松井豊議員でございます。

「医療・介護総合法案」撤回と安心できる介護制度を国に求める意見書に関する請願書。  
請願趣旨。

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」（医療・介護総合法案）が、衆議院厚生労働委員会および本会議で全野党の反対を押し切って強行採決され、与党だけの賛成多数で可決され参議院に送られました。これはもう先ほど言ったとおりでございます。厚労委での審議では様々な重大問題が浮き彫りとなり、参考人質疑や地方公聴会でも撤回を求める声が相次ぎました。甲府市の地方公聴会で山梨県医師会長が「拙速な推進は介護難民を作り出す」「介護サービスが市町村の事業となり市町村間に差がでることは大きな問題点だ」と述べたように介護問題は特に重大であり、このまま来年4月の実施を迎えれば現在よりもさらに多くの高齢者が必要な介護を受けられなくなる深刻な事態が予想されます。

要支援者の訪問・通所介護が保険給付から切り離されて市町村事業に移行され、サービス内容や利用料は市町村裁量とされます。市町村は深刻な財政難にあり、介護の人員確保等の基盤整備も困難を極めています。介護の担い手が資格をもった介護労働者ばかりでなくボランティア等にも拡大されます。劣悪な労働条件等から離職が進む介護労働者の一層の状態悪化と離職がすすみ、人員不足がより深刻化することが懸念されます。専門職の不足は介護の質の低下を招き、利用者の重度化が懸念されます。

特別養護老人ホームへの入居要件が要介護3以上とされましたが、要介護1・2であっても、介護する者がいない高齢者や徘徊等の認知症の症状によって在宅生活が困難な高齢者は多数存在します。特別養護老人ホームへの入居要件の厳格化は、高齢者の漂流状態を一層深刻化させます。

年金収入280万円以上の介護サービス利用料が2割負担とされます。現在でも1割の負担

が重くて介護サービスの利用を控える高齢者が多数います。平成26年度には70歳から74歳までの医療費窓口負担が1割から2割へ引き上げられており、介護利用料の2割負担化は高齢者への追い撃ちとなります。

介護の質を低下させ、保険料や利用料の重負担で生活を圧迫し、必要なサービス利用を抑制し、要支援・要介護者の症状を重度化させる「医療・介護総合法案」は撤回すべきです。憲法第25条に基づき、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる介護制度を、国は自治体と協力して追求すべきです。

以上の趣旨を、住民の安全・健康・福祉を守る自治体として、国に対して表明いただけますよう希望いたします。

請願項目。

一、「医療・介護総合法案」撤回と安心できる介護制度を求める意見書を、国に提出していただくこと。

以上、地方自治法第124条の規定により請願します。

以上であります。ご賛同よろしくお願いいたします。

○委員長（小澤重則君） ありがとうございます。

これより質疑はありませんか。

委員の皆さんに参考資料を配りたいそうです。

〔資料配付〕

○委員長（小澤重則君） 説明はいいですね。

斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） これは5月27日付になっていて、この文面を見ると、その時点ではまだ参議院でという話だったんだけど、6月にもう採決されたということですね。可決されたということですね。そうすると、可決されたものを撤回という請願ということですね。

〔「可決されたものを」と呼ぶ者あり〕

○委員（斉藤芳夫君） その時点ではまだ決まっていなかったけれども。

○委員長（小澤重則君） ちょっと委員長を通してください。

○委員（斉藤芳夫君） すみません。

ということだろうと思うんですけども、委員長、さっき言ったよね、ごめんなさい。と思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（小澤重則君） いいんですか、答弁、わかりますか。

〔「もう1回、斉藤委員、撤回というか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） 斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） 5月27日時点のいわゆる請願書ですけれども、これが今、6月20日ぐらいになって、その間、6月10日には、もう既にこれが可決されたということですよ、経過的には。それを撤回するというふうに、ここにタイムラグが1カ月ぐらいあって、整合性に非常にこう何となく時期的にずれてしまっていて、どうかなというふうを感じるんですけども、その辺はいかがでしょうか、お尋ねします。

○委員長（小澤重則君） 樋泉議員。

○議員（樋泉明広君） 確かに時期がずれたということではありますが、しかしながら、請願の趣旨については、それがまた変わって採択されたわけではなくて、この法案の中身がそのまま採択をされ法律になったということで、あえて、本来ならば取り消して新しい請願書ということも考えたんですが、時間もなかったということもありまして、このまま審議をしてもいいのかなというふうに判断を、先ほど言ったように2つ、1つは議長の承認というか受理を、この請願書の議長の受理が得られているということと、請願趣旨が中身が変わっていないということで、あえて厚生常任委員会で審議をしていただいて、中身をつかんでいただくということにしようということで、上程をそのままさせてもらいました。

○委員長（小澤重則君） 斉藤委員、よろしいですか。

ほかにございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 年金受給者の280万以上ということの、いわゆる年金受給者であっても280万という受給者は結構高いほうですよ、年金受給者にしてみれば。常々共産党が主張している、やっぱり大企業の減税についても、大企業、あることからもらえということの中で、こういった介護保険に関する対象者にしても、結構余裕のある人もいるわけで、そういう人から今回のこの改正の中身についてもですね、1点を言えば、そういう要素もあるというふうなことで。その辺についてはどう考えていますか。

それからもう1点……

○委員長（小澤重則君） ちょっと一問……

○委員（内藤久歳君） 一問一答、じゃ、いい。

○委員長（小澤重則君） お願いします。

いいですか。

樋泉議員。

○議員（樋泉明広君） 一定の所得がある利用者の改正でございますけれども、この280万の年金の収入の方については、負担を1割から2割に引き上げますよということなんですよね。大体保険加入者の20%が対象になると説明をされてはいますが、保険加入者がどのくらいいるかちょっとわかりませんが、そういうのはパーセントであらわしております。

問題はですね、この280万円以上の方についての引き上げでありますけれども、結局高齢者の負担を狙っているというふうに言われても仕方がないのかなと。現在約2万7,000円の負担があるんですけれども、それが4万5,000円ぐらいの負担になる。約1万8,000円プラスになるという状況で、相当の負担増になるわけですね、これね。

○委員長（小澤重則君） 樋泉議員、今の質問は、280万という年金収入は多いほうだから、共産党さんのふだんの、あるところから取るということであれば、2割負担はいいのではないかという質問なんですよね。それはどう思いますかということですよ。

○議員（樋泉明広君） だから、今言ったように、約2万7,000円から4万5,000円の負担ということでもありますので、やはり高齢者の負担になるということで、よくないというふうに思いますので。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員、またもう一つの、それとという話だったんですが、内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今回の推進法の中で、保険料の件に関して、基準額の25%減、50%減の2段階でしたけれども、この制度導入、15年4月からは30%減、50%減、70%減の3段階という、現行より軽減幅を拡大しているというような制度もあるわけですよ。だから、全体的な制度の中では、さっき言ったように280万という年金者がいるんですけれども、一方ではそういった軽減措置も拡大をしているというふうな改正な部分もあるわけですよ。

そんなことで、この件に関しては、撤回をするという部分については、なかなか、国の要はこれから高齢化時代を迎える中で、介護保険制度そのものが破綻してしまうと。早く手を打たなければどうにもならなくなってしまうということの中でこういう制度になったということで、私はこの法律については現状でいいのかなという、私はそう思っています。その点についてはどうですかね。

○委員長（小澤重則君） 樋泉議員。

○議員（樋泉明広君） 現状が、やはりこの法案の全体を見ると、1つは、先ほども言いまし

たけれども、質問もありました、一定以上の所得がある利用者の負担の引き上げということですね。それからあと、また、1つは要支援の訪問介護とか通所介護の削減とか打ち切り、これが行われる。それからまたもう一つは、特養の入所対象者を原則要介護3以上に限定をすとか、いろいろこの改定の、この配りましたここに出ておりますけれども、そういう内容でやられていくと。

現状でいいではないかという質問ですが、だから、現状が大分国民への負担になって、利用者の負担になっている。また加入者の負担になっていくということがあるのではないのかなというふうに考えているんです。

ですから、この法案そのものについては、やはり考えていかなければいけないかな、こんなふうに思っているんですけれども。回答がうまくいっているかどうかわかりませんが。

○委員長（小澤重則君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） この270万というのは、表面だけ見れば高いようにも見えますけれども……

〔「280万」と呼ぶ者あり〕

○委員（松井 豊君） 280万ね。

これについては、大臣が撤回をしていますよね。共産党の小池さんが追及をして、おかしいじゃないかということに対して、全面撤回をしました。民主党も大臣が撤回したからということで、法案に反対をしています。そういった経緯もありますので、この270万についてはちょっと、補強というかですね、それが正式というか正確な表現なので発言させてもらいました。

○委員長（小澤重則君） 今のは、この請願書の数字が違っているということですか。

○委員（松井 豊君） 国が出して、この280万を目安にしてということだったんですが、この内容自体を大臣が撤回をしていると。追及されて、ちょっと根拠のない数字でしたということで撤回をしたので、そういった事情の変化についてはこの中にまだ載っていないので、発言させてもらいました。

○委員長（小澤重則君） 樋泉議員。

○議員（樋泉明広君） この経過につきましては、厚生労働大臣が6月5日の参議院での厚生労働委員会において、地域におけるこの法案の審議の中で、介護保険利用料を1割から2割負担に引き上げるとい根拠として、負担増の対象者は年60万円の余裕があるということ厚生労働大臣が言ったんですが、それをある委員が、これは誤りだということで、具体的

な中身を示して訂正を要求したと。そうしたら、それは撤回するという事になっているようですよ。

ですから、この280万円以上という、それは裕福じゃないかという解釈は当たらないというふうに私も思っているんですが、松井委員が言ったのはそういうことでしょうか。

○委員長（小澤重則君） いろいろ意見はあると思いますが、後ほどまた聞きますので、一応質疑を終了させていただいてよろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） 以上で質疑を終了します。

これより本請願について順次各委員の意見を求めたいと思います。

金丸副委員長から順次指名いたしますので、ご意見と採択、不採択のご意見をお願いいたします。

手を挙げてください。

金丸副委員長。

○委員（金丸 寛君） 今、説明をいただきましたけれども、大変介護保険、財政逼迫の中で厳しい状況に置かれていること、これは十分わかるんですが、法案等がもう既に通過してしまったということで、その撤回ということですが、今回はそういった状況の中で、国のほうでもちょっとまとまりのないといいますか、数字の修正等がありまして、私としては不採択というような結論がよかろうかと思っております。

以上です。

○委員長（小澤重則君） 若い順番で行きます。

金丸幸司委員。

○委員（金丸幸司君） 先ほどからこの医療・介護総合法案ですね、この共産党さんが言われた請願に対しては、私は反対を述べさせていただきます。

甲斐市の市民の皆様が必要な医療と介護を将来にわたり安心して受けられる環境を整備し維持するために保険制度の安定した運営、医療機関や介護施設の適切な整備と運用、また人材の育成と確保の推進を初め、自助、互助、共助、公助が的確に連動して在宅での医療と介護の提供の体制の構築に向けて総合的な取り組みを進めるものであります。高齢化社会で、また消費税も社会保障に充てられたという部分も重大な部分で、今後、医療・介護の部分で消費税も充てられているので、この点から言って、この請願に対しては反対とさせていただきます。

○委員長（小澤重則君） ありがとうございます。

なるべく簡潔な表明をお願いします。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 皆さんと同じ、前の2人と同じように不採択という結論でございます。

斉藤委員も言ったんですけども、もう時間的タイムラグがちょっとおかしいじゃないかという、この内容はですね、おかしいということなんで、今さら国に対して請願を受けたところで、はっきり言って、言い方は悪いですが、余り意味はないんじゃないかなというふうに思います。

ついては、今後はですね、問題点がありますんで、これをどうやってチェックしていくかというふうな体制に変わったほうがいいんじゃないかという結論でございます。不採択ということでございます。

以上です。

○委員長（小澤重則君） 不採択ですね。ありがとうございます。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 私は紹介議員でもありますので、採択をしたいと思います。

1つは、先ほど言いました280万の年金収入の60万余裕があるというのは正確でないということで、撤回がされたということが1つ。それからもう一つは、サービスが引き続き受けられると言ったにもかかわらず、追及されると、専門サービスを受けられるのはごく一部だということを認めまして、本来の国の説明そのものが根拠を失ってきていると。

本案は確かに成立をしましたけれども、これから厚生労働省が指針を作成するに当たって、この2割負担、強行できるかどうかというのは今論議を呼んでいます。また、サービスも引き続き、専門サービスを受けられるということを国では言いわけをしてくれていますので、これを実行させるためにも地方の意思を示すという意味では採択をしていただけたらと思います。

以上です。

○委員長（小澤重則君） ありがとうございます。

斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） 私は、年金制度そのものには、やはり今問題はあるとは思いますが、でも、現状の年金収入280万円以上の世帯というのは、基礎年金のベースから言ったら最高額でありますので、このところにいわゆる法案の撤回を求めるということについては、共

産党さんらしからぬというふうに私は感じています。もっと低所得の人たちの部分にもっといろいろなことを提案すべきであって、280万円という、平家建てだったら上限額ですから、この辺のところは上限のパーセンテージが約20%とか今言われましたけれども、そういうところが応分な、ある程度応分な負担をしないと先行き難しいんじゃないかというふうに私は思いますので、今回の請願は不採択です。

○委員長（小澤重則君） ありがとうございます。

続きまして、内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 私も先ほどちょっと申し上げましたけれども、結局これからの高齢化社会に向けて、介護受給者がますますふえていくという状況の中で、財政的に非常に厳しいというふうな部分もあると思います。

それから、今回の制度の中で、要支援1・2が市町村に移管されるということで、やはりこの部分というのは非常に大事なところで、今後この制度について、また市町村で取り組める問題についてはまた議論を重ねていく中でやっていければいいかなというふうに思います。

ですから、今回の請願に関しては不採択でいきたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（小澤重則君） ありがとうございます。

それでは、意見が出そろいましたので、請願第26－1号 「医療・介護総合法案」撤回と安心できる介護制度を国に求める意見書に関する請願について採決いたします。

本請願は起立により採決いたします。

それでは、本請願について採択することに賛成の方は起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（小澤重則君） ご着席ください。

起立少数です。

よって、本請願は不採択とすることに決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任を願います。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時34分

再開 午後 3時36分

○委員長（小澤重則君） 会議を再開します。

以上で本委員会に付託されました議案及び請願審査は全て終了いたしました。

委員におかれましては、慎重審議ご苦労さまでございました。

次に、その他に入ります。

議員からありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） ないですか。

次に、事務局からありましたらお願いします。

石原書記。

○書記（石原大助君） 大変お疲れさまです。

7月の厚生環境常任委員会の予定ですけれども、7月18日金曜日の午前9時半を予定しております。その日は、敷島保育園、敷島子育てひろばの現地視察を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

あと、案件につきましては、現在当局から取りまとめ中でございます。

それと、前回委員会のときに視察研修の視察先と、あと、意見交換の相手先について検討をということで、7月の委員会で検討をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（小澤重則君） ないようですので、以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして厚生環境常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

閉会 午後 3時38分